

[事案 26-122] 契約解除取消請求

・平成 27 年 8 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の指示どおりに告知書を書いたことなどを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 8 月に契約した定期保険について入院および手術を受けて給付金の請求をしたところ、その原因となった疾病についての告知義務違反を理由として、医療保険部分が解除されたが、以下の理由により、契約解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 本件契約の勧誘のときから、募集人に対して病気の事を告知しており、募集人は、それを知った上で、契約できると言った。
- (2) 告知書作成の際も、募集人の指示どおりに告知書を書いた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、勧誘時に、申立人が 10 年以上前に手術を受け、その後も年 1 回程度通院していることを聞いていたが、具体的な病名までは聞いておらず、告知の際に、募集人が申立人に対し、その事実を告知することを妨げたり、告知しないよう勧めたりしたことはない。
- (2) 仮に、告知義務違反による解除が認められないとしても、本件入院は責任開始時前に生じた疾病を原因とするものであり、給付金の支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知書作成時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、客観的には告知義務違反に該当し、入院給付金および手術給付金の支払いを認めることはできないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 告知書の質問項目の解釈は明確とは言えず、告知書の記入見本の説明がなければ、当該質問のみから、申立人の診療状況を告知すべきかどうかを判断することはできない。この点、募集人自身が申立人と同様、質問項目の解釈につき、誤った認識を持っていた。
- (2) 告知書の作成時間は約 5 分であった。
- (3) 募集人は告知書作成に関する注意事項や記入見本について説明をせず、申立人が記入見本を見ながら書いている様子がなかったことを認識しつつも注意喚起をしなかった。